

山形県元気な農業人材確保プロジェクト

～就農体験支援事業～

山形での農業を様々な方に体験していただくため、県外からの農業体験希望者及び体験受入農家への支援を実施します。

事業のメニュー

短期～長期の様々な体験プログラムに合わせた支援を実施します。

① ぶち農業・農村暮らし体験（1週間程度の農業体験）

短期的(1週間程度)な農業体験を実施した受入農家への謝金や体験希望者の宿泊費に対して支援します。

○受入農家への支援

【補助額】 宿舎を提供する場合 7,500円/人日 (9日を超える場合は、6,500円/人日)
宿舎を提供しない場合 5,000円/人日 (9日を超える場合は、4,000円/人日)

【対象者となる要件】以下の①～④のいずれかを満たす者

- ①やまがた農業支援センターの登録受入農家
- ②新規就農者受入協議会の会員
- ③市町村の推薦がある者
- ④その他やまがた農業支援センターが認めた者



○体験希望者への支援

【補助額】 宿泊費の1/2又は3,000円/日のうちいずれか低い額

【対象経費】 体験希望者が自ら支払う宿泊費

【対象者となる要件】 満18歳以上の**県外在住者**

○県外から家族と一緒に来県される場合 **NEW!!**

- ・ 家族分の宿泊費も支援します。
- ・ 世帯分の交通費を定額支援します (上限1万円)。
- ・ 県産農畜産物をプレゼント!



※宿泊費支援等は対象外ですが、**県内在住者も農業体験に参加可能**です。

② お試し就農移住体験（1か月以上6か月以内の農業体験）

中長期的な農業体験を実施し、受入農家が体験希望者へ支払った賃金等に対して支援します。

【補助額】 上限10万円/月

【対象者となる要件】 上記①ぶち農業・農村暮らし体験受入農家と同様

【雇用条件】 以下の①～③のすべてを満たすこと

- ① 1か月の雇用労働日数が概ね20日以上の期間の定めのある雇用契約
- ② 令和7年4月1日以降に締結した雇用契約
- ③ 労働者災害補償保険に加入していること

【体験希望者の要件】 以下の①～②のすべてを満たす者

- ① 満18歳以上満65歳未満の**県外在住者**
(令和6年4月1日以降に山形県へ移住した者も対象)
- ② ぶち農業・農村暮らし体験を利用した者



応募の流れ

農業体験者

●やまがた農業支援センターへ事前相談

●体験2週間前までに
やまがた農業支援センターへ申請書提出

●決定通知送付(やまがた農業支援センターから双方に連絡します)

農業体験開始

●体験後に、やまがた農業支援センターへ体験報告書の提出

体験受入農家

●やまがた農業支援センターへ事前相談

●やまがた農業支援センターと
体験内容や受入期間などについて調整

お問い合わせ先

やまがた農業支援センター (山形県山形市緑町1丁目9-30)

☎ Tel : 023-641-1117

※ 申請先のホームページに事業実施要領等を掲載していますので、
詳細はそちらをご覧ください。



検索

山形県 農業体験プログラム



クリック

山形県農業経営・所得向上推進課
農業担い手・所得向上推進担当
TEL:0236-630-2464